

人事・給与制度の見直しについての回答

平成23年11月1日付けで貴職から提案のあった人事・給与制度の見直しについて、以下のとおり回答いたします。

1. 平成23年度人事院勧告に基づく給与改定

① 人事院勧告に基づく給与改定で合意する。

2. 給与制度の見直し

① 持ち家に係る住居手当の廃止については、継続協議の扱いとする。

② 住居手当額については、現行8,500円を7,000円とする。

③ 行政職給料表の最高号給の見直しについては、国家公務員の俸給表に準じて改正することとするが、給料の切替にあたっては現給保障措置を講ずること。

3. 給与独自減額の実施

① 給料の独自減額率については、級別で3%~8%とし、級別の削減率については、以下とおりとする。

・ 1級	3%	・ 5級	6.2%
・ 2級	3%	・ 6級	8%
・ 3級	4.2%	・ 7級	8%
・ 4級	5.2%	・ 8級	8%

② 独自削減期間については、平成25年3月までとし、改めて協議することとする。

③ 退職手当の減額については、合意することはできないが、人事院が行っている「民間企業における退職手当制度の実態に関する調査」の進捗状況を踏まえ、継続協議とする。

④ 医師等人材確保が困難な職については、理解はするが、特に病院局において、職場の混乱を招かないよう周知すること。

4. 育児休業制度の改正

① 合意する。

5. 人事評価制度の本格導入

- ① 人事評価制度の本格実施については、合意することとするが、給与への反映方法など詳細については組合と協議して行うこと。

6. 再任用制度の導入

- ① 合意するが、職員の配置方法など詳細を組合と協議すること。

以上、回答する。

2011年12月21日

函館市役所労働組合連
中央執行委員長 長谷川

